

第1章 立地適正化計画について



第1章 立地適正化計画について

1 計画策定の背景と目的

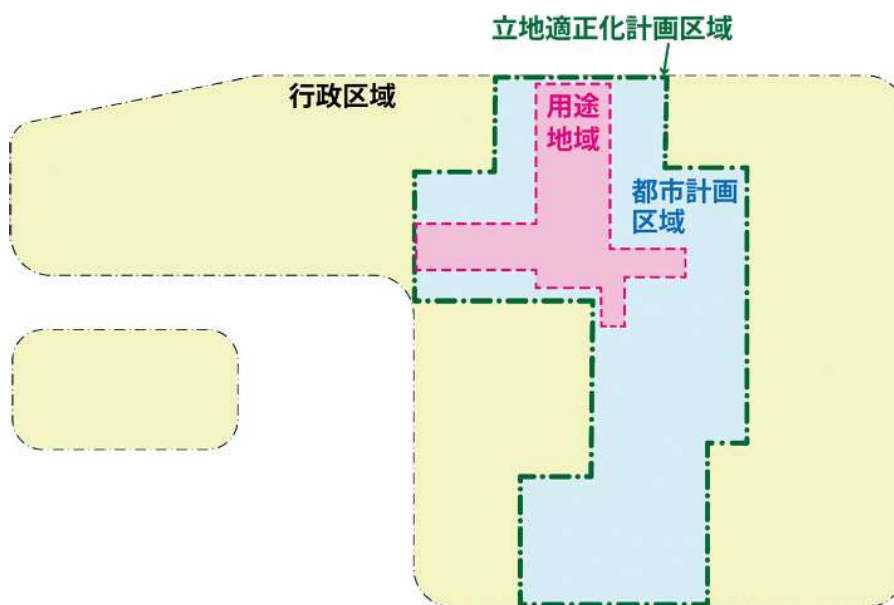
多くの地方都市では、急激な人口増加やモータリゼーションの進展に伴い、郊外開発による市街地拡大が進行しましたが、今後は急速な人口減少が見込まれている状況にあります。こうした中では、市街地における居住の低密度化が進行し、一定の人口密度に支えられてきた医療・福祉・子育て支援・商業等の生活サービスの提供が将来的に困難になる恐れがあります。また、人口減少により財政規模が縮小する中で、急速に進展する社会資本の老朽化への対応や、近年の水災害の頻発・激甚化等に応じた防災・減災を主流にした安全・安心な都市づくりが強く求められます。

本市では、既に人口減少が進行しており、今後の人口減少も予測されています。また、高齢化も深刻な問題となっており、将来的に4割程度まで増加することが予測されています。加えて、本市は、水害及び地震・津波、土砂災害等の様々な災害リスクを抱えています。

このような中で、健康かつ快適な生活環境の確保及び若年層にも魅力的なまちの形成、財政面・経済面で持続可能な都市経営の推進、さらには災害に強いまちづくりを推進するため、「宇城市立地適正化計画」を策定します。

2 計画の概要

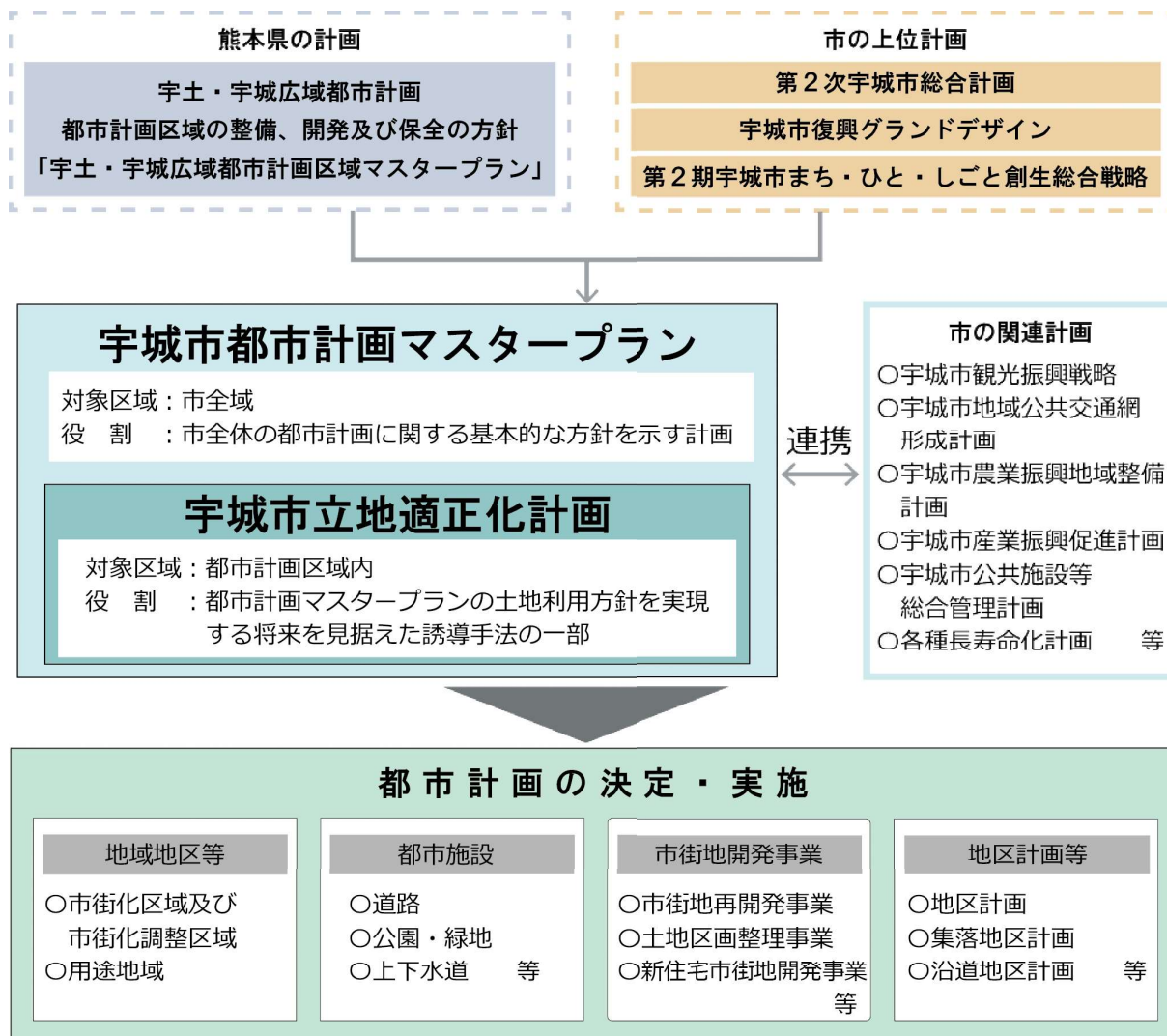
立地適正化計画では、都市全体の構造を見直し、都市計画区域内に居住や医療・福祉・商業等の都市機能を誘導し、安全かつ安心なまちづくりを推進する「居住誘導区域」や「都市機能誘導区域」を定め、公共交通と連携しながら、「コンパクト・プラス・ネットワーク」のまちづくりを推進します。



▲計画の概要

3 計画の位置付け

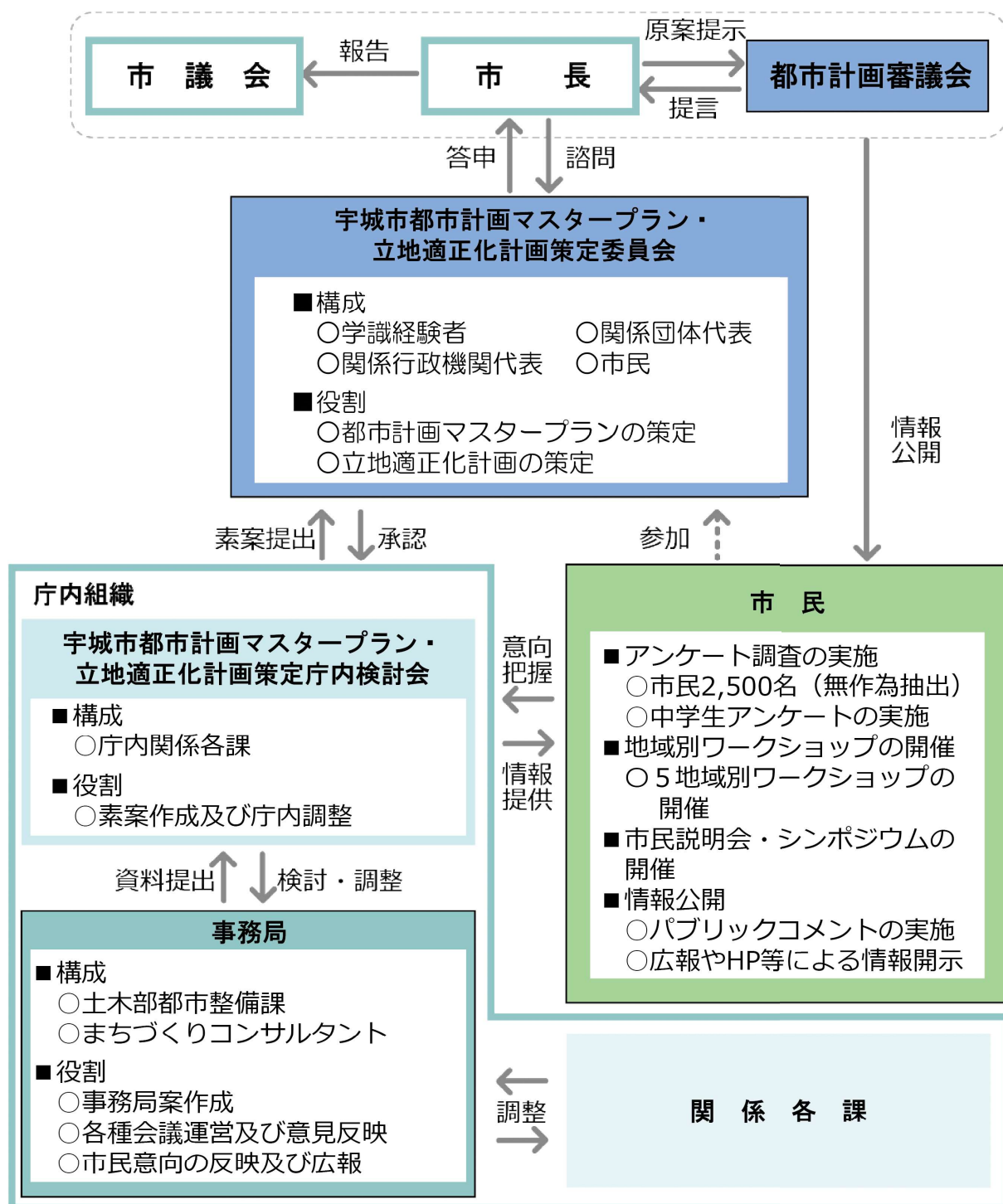
宇城市立地適正化計画は、第2次宇城市総合計画、宇土・宇城広域都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針などの上位計画に即して定めます。また、市民の意見を反映させるために必要な措置を講じ、関係機関との調整・連携を図りながら定めます。



▲計画の位置付け

4 計画の策定体制

宇城市立地適正化計画は、以下の体制で策定しました。



▲ 策定体制図

5 目標年次

目標年次は、立地適正化計画が長期的なまちづくりの計画であることから、国勢調査年次である 2020（令和 2）年を基準とし、概ね 20 年後の 2040（令和 22）年を目標年次とします。

6 対象区域

立地適正化計画は、都市計画区域を対象に定められているため、本市では宇城都市計画区域を立地適正化計画の対象区域とします。

ただし、一部の分析や検討等は、市全域を対象に実施し、市全体の暮らしを支える都市構造の形成を踏まえた計画を策定します。

